

岩手県自殺対策推進協議会会長の選任について

岩手県附属機関条例（令和 5 年岩手県条例第 4 号）第 4 条で、「審議会等に会長等を置く」こと及び「会長等は、委員の互選とする」ことが規定されている。

書面開催により会長を選出するにあたり、事務局からは次の委員を提案したい。

岩手県自殺対策推進協議会会長（選任案）

委員名	職名
大塚 耕太郎	岩手医科大学教授

※ 別紙「書面議決書」に、選任案に対する諾否等についてご記入ください。